

第1回 定期 総会 議事録

1、日 時

令和4年1月7日（金）

2、場 所

中津市役所 3階 大会議室

3、出席委員

1 番橋本委員、2 番坪根委員、3 番高倉委員、4 番白木原委員、5 番奥委員、6 番田畑委員、7 番多村委員、8 番中原委員、9 番石川委員、10 番田上委員、11 番松田委員、12 番百留委員、13 番玉麻委員、14 番梶原委員、15 番村上委員、最適化推進委員11名（廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、武信、村本、浦野、岡崎、苅北）

4、欠席委員

最適化推進委員11名（尾家、加藤、岩渕、北山、高橋、鷹崎、井上、北村、葦、江島、新谷）

5、事務局

福永局長、中春次長、桑島次長、井上

6、議 題

別紙議案書のとおり。

7、開 会

午後9時30分 開会を宣する。

8、署名委員

6 番田畑委員、11 番松田委員

福永局長

それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。

中原会長

それでは、只今より令和4年第1回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。

全委員

（異議なし）

議 長

それでは、議事録署名委員を6番 田畑委員、11番 松田委員にお願い致します。よろしく申し上げます。

議案審議

議第1号

議 長

農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について  
議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。

事務局（井上）

議案朗読

議 長	それでは、1番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。
3番（高倉）	1番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするということです。ご審議、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。 2番の審議に入る前に白木原委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	白木原委員退席
議 長	それでは、2番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、2番について、調査の報告を奥委員にお願いします。
5番（奥）	2番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、2番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。 白木原委員は、入室してください。
	白木原委員着席

	<p>それでは、3番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井上）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、3番について、調査の報告を奥委員にお願いします。</p>
5番（奥）	<p>3番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、3番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3番について当委員会は承認と致します。 それでは、4番5番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井上）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、4番5番について、調査の報告を武信推進委員にお願いします。</p>
武信推進委員	<p>4番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は5条申請をするということです。</p> <p>5番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作をするということです。ご審議、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、4番5番について、調査の報告が武信推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、4番5番について当委員会は承認と致します。 それでは、6番から11番について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、6番から11番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。
6番（田畑）	6番から11番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、6番から11番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、6番から11番について当委員会は承認と致します。
議 長	それでは、12番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、12番について、調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	12番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、12番について、調査の報告が浦野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、12番について当委員会は承認と致します。それでは、13番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、13番について、調査の報告を田上委員にお願いします。

10番(田上)	13番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議、よろしくをお願いします。
議長	ただいま、13番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、13番について当委員会は承認と致します。それでは、14番について事務局より説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議長	それでは、14番について、調査の報告を玉麻委員をお願いします。
13番(玉麻)	14番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は保全管理をするということです。ご審議、よろしくをお願いします。
議長	ただいま、14番について、調査の報告が玉麻委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、14番について当委員会は承認と致します。それでは、15番について事務局より説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議長	それでは、15番について、調査の報告を百留委員をお願いします。
12番(百留)	15番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議、よろしくをお願いします。
議長	ただいま、15番について、調査の報告が百留委員よりありましたが、

	異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、15番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号 議長	農用地利用集積計画(案)について 議第2号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、審議に入る前に白木原委員、中原委員、石川委員、武信推進委員、苜北推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
議長	議長交代、2番坪根委員をお願いします。  白木原委員、中原委員、石川委員、武信推進委員、苜北推進委員退席
議長代理 (坪根委員)	それでは、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (田中)	(農政振興課 担当 説明)
議長代理 (坪根委員)	ただいま、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長代理 (坪根委員)	異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。 白木原委員、石川委員、武信推進委員、苜北推進委員は、入室ください。  白木原委員、石川委員、武信推進委員、苜北推進委員 着席
議長代理 (坪根委員)	議第2号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、審議に入る前に引き続き中原委員は会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しません。それでは、農政振興課担当より説明をお願いします。

<p>農政振興課 (田中)</p>	<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>ただいま、農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の所有権移転については承認といたします。 中原委員は、入室してください。</p>
	<p>中原委員 着席</p>
<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>議長交代 中原会長 議長に復帰。</p>
<p>議案審議 議題3号 議長</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局(井上)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、1番2番について、調査の報告を高倉委員をお願いします。</p>
<p>3番(高倉)</p>	<p>(1番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件の下限面積を下回っていますが、事務局が説明した面積要件特例により、農地取得条件を満たしていますので、問題ないと思われ ます。  (2番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われ ます。ご審議、よろしく お願いします。</p>

議 長	ただいま、1番2番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。 3番の審議に入る前に奥委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	奥委員 退席
議 長	それでは、3番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、3番について、調査の報告を白木原委員をお願いします。
4番 (白木原)	(3番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、3番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 奥委員は入室してください。
	奥委員 着席
議 長	それでは、4番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、4番について、調査の報告を奥委員をお願いします。

5 番 (奥)	(4 番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、4 番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4 番について当委員会は許可と致します。 それでは、5 番について、事務局より議案の説明をお願ひします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、5 番について、調査の報告を田畑委員にお願ひします。
6 番 (田畑)	(5 番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、5 番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5 番について当委員会は許可と致します。 6 番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願ひします。
	橋本委員 退席
議 長	それでは、6 番について事務局より説明をお願ひします。
事務局 (井上)	議案朗読

議 長	<p>それでは、6番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。</p>
村本推進委員	<p>(6番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、6番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。</p> <p>橋本委員は入室してください。</p> <p>橋本委員 着席</p>
議 長	<p>それでは、7番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、7番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。</p>
6番 (田畑)	<p>(7番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、7番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。</p> <p>それでは8番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)	<p>議案朗読</p>

議 長	<p>それでは、8番について、調査の報告を岡崎推進委員にお願いします。</p>
岡崎推進委員	<p>(8番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、8番について、調査の報告が岡崎推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。</p> <p>9番の審議に入る前に村上委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>村上委員 退席</p>
議 長	<p>それでは、9番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、9番について、調査の報告を苅北推進委員にお願いします。</p>
苅北推進委員	<p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、9番について、調査の報告が苅北推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。</p> <p>村上委員は入室してください。</p> <p>村上委員 着席</p>

議 長	それでは10番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、10番について、調査の報告を村上委員をお願いします。
15番（村上）	（10番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、10番について、調査の報告が村上委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第4号	農地転用事業計画変更申請に関する件について
議 長	議第4号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	1番について現地調査の報告を奥委員をお願いします。
5番（奥）	（1番の申請地の場所について説明） 当初、平成5年6月30日に一般住宅用地として転用許可を受けており、事業が中断したままになっていましたが、今回事業継承者より譲渡の申出があり、計画変更を行うことになりました。詳細につきましては、のちほど5条申請がありますので、その時に報告します。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 それでは、2番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	それでは、2番について、調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	(2番の申請地の場所について説明) 当初、令和3年5月7日に敷地拡張用地として転用許可を受け、離れを建築する予定でしたが、事業継承者の住宅建築場所として、計画変更を行うことになりました。詳細につきましては、のちほど5条申請がありますので、その時に報告します。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、2番について、調査の報告が浦野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議題5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を岡崎推進委員にお願いします。
岡崎推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は植林用地です。雨水排水は、現状のまま自然浸透及び東側水路により処理します。境界もはっきりしており、周囲に農地はないので問題ないものと思われれます。ご審議、よろしくをお願いします。

議 長	ただいま、1番について、調査の報告が岡崎推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議案第6号 議 長	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を廣津推進委員にお願いします。
廣津推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は、所有権移転売買による貸店舗用地の申請です。生活排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は敷地内で集水し、隣接宅地の既存排水溝より北側水路に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が廣津推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 それでは、2番3番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	それでは、2番3番について、調査の報告を前田推進委員にお願いします。
前田推進委員	(2番の申請地の場所について説明) 転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲用地(2区画)の申請です。

	<p>生活排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は東側の道路側溝に放流します。境界杭も確認でき、周囲に農地はないので問題ないものと思われます。</p> <p>(3番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、使用賃借権設定(10年)による資材置場用地の申請です。雨水排水は自然浸透及び東側市道側溝に放流します。境界もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、2番3番について、調査の報告が前田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、2番3番について当委員会は許可と致します。それでは、4番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局(中春)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、4番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。</p>
3番(高倉)	<p>(4番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による事務所・資材置場及び駐車場用地の申請です。生活排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は自然浸透及び西側自宅の排水路に接続します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、4番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。それでは、5番6番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局(中春)	<p>議案朗読</p>

議 長	<p>それでは、5番6番について、調査の報告を奥委員にお願いします。</p>
5番(奥)	<p>(5番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、使用賃借権設定(永年)による一般住宅用地の申請です。生活排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は敷地内で集水し西側水路に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。</p> <p>(6番の申請地の場所について説明)</p> <p>先ほど、事業計画変更の1番で報告した案件です。転用目的は一般住宅用地です。生活排水は前面市道の公共下水道に接続します。雨水は西側道路側溝に放流します。隣接に農地がありますが、同意は得ており、境界も確認できましたので、問題ないものと思われます。ご審議、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、5番6番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、5番6番について当委員会は許可と致します。</p> <p>それでは、7番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局(中春)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、7番について、調査の報告を多村委員にお願いします。</p>
7番(多村)	<p>(7番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、所有権移転贈与による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に南東側里道に排水パイプを埋設しその先の水路に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。</p>
議 長	<p>ただいま、7番について、調査の報告が多村委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。 それでは、8番9番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（中春）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p> <p>6番（田畑）</p>	<p>それでは、8番9番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。</p> <p>（8番の申請地の場所について説明）</p>
<p>議 長</p>	<p>転用目的は、所有権移転売買による賃貸共同住宅用地（2棟）の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に東側水路に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われ ます。</p> <p>（9番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲用地（9区画）の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に敷地内に新設するU字溝を 經由して、北西側市道側溝に放流します。境界杭も確認でき、申請地は譲渡人の農地のみなので問題ないものと思われ ます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、8番9番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、8番9番について当委員会は許可と致します。 それでは、10番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（中春）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p> <p>7番（多村）</p>	<p>それでは、10番について、調査の報告を多村委員にお願いします。</p> <p>（10番の申請地の場所について説明）</p>
<p>議 長</p>	<p>転用目的は、所有権移転売買による進入路拡張用地です。現在、進入路の一部として無断転用しており、始末書付きの申請です。 雨水排水は自然浸透及び北側自宅排水路に放流します。境界杭もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われ ます。ご審議、よろしくをお願いします。</p>

議 長	ただいま、10番について、調査の報告が多村委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。 それでは、11番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	それでは、11番について、調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	(11番の申請地の場所について説明) 先ほど、事業計画変更の2番で報告した案件です。転用目的は一般住宅用地です。生活排水は公共下水道に接続します。雨水は隣接宅地の排水に放流します。隣接に農地がありますが、同意は得ており、境界も確認できましたので、問題ないものと思われまます。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、11番について、調査の報告が浦野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、11番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議案第7号	非農地証明願に関する件について
議 長	議第7号の非農地証明願に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	ただいま、事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と

	<p>致します。</p>
<p>議案審議 議第8号</p>	<p>その他について</p>
<p>議 長</p>	<p>議題8号その他について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>福永局長</p>	<p>(別紙議案のとおり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議題2号、農地利用集積計画(案)について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議題3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第4号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題5号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題6号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題7号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第1回定期総会を閉会いたします。</p>